

1 子育て支援の充実

現状と課題

◆共働き世帯が増加する中、子育てに伴う精神的、経済的負担が重くなっています。近年は、男性の育児休暇の取得促進など、育児においても男女の格差をなくすための取組が推進されていますが、やはり出産・育児に関しては女性の方がより負担が重いことは現在においても変わりはありません。また、出産・育児のためやむを得ず離職しなければならないケースもあることや、子育てそのものにかかる費用についての不安、将来への漠然とした不安などが晩婚化や少子化の一因となっています。

◆本町は、杜の宮や新宮中央駅前等の宅地開発に伴い、子育て世帯やこれから子育てを迎える世帯が激増しています。地縁のない場所への転入による世帯の孤立化や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加によって、子育てに不安や悩みを持つ親は少なくありません。保護者の育児に対する悩みや孤立感から虐待に発展するケースもあるため、子育てに関する相談体制の充実や子育てサロンなどの仲間づくりの支援が求められています。よって、本町では、社会福祉センター内にかんがるーひろば(地域子育て支援センター)(※注1)やファミリーサポートセンターを設置し、地域で安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

◆子育て家庭の経済的負担を軽減するため、平成25(2013)年に6歳未満の子どもに関する医療費を完全無料化しましたが、今後も小学生まで助成対象を拡大するなど更なる取り組みも検討課題となっています。

◆平成24(2012)年8月にいわゆる「子ども・子育て関連三法」が成立し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行となりました。本町では、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供をはかるため、平成27(2015)年3月に「新宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。“子育ての基本

は家庭にある”ことを基本に、本計画に基づいて「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもとその保護者に対し、妊娠、出産期から学童期に至るまでの切れ目のない支援体制が求められています。

◆心身に障がいのある子どもの発達を支援するために、新宮町子ども発達支援センター事業として、ことばの教室や指定相談所による相談支援事業を行い、早期の対応、支援に努めてきました。発達発達に関する相談は年々増加傾向にあるため、今後も保健事業や関係機関との連携強化を図っていくことが必要です。

◆発達障がい(※注2)のことが正しく理解されていないことが育児の孤立化や虐待につながる場合があるため、周囲の理解と協力を得るための啓発活動が必要です。

◆本町では、第3期母子保健計画から引き続き、平成27(2015)年に策定した第4期母子保健計画においても「規則正しい生活習慣とリズムでこころと身体が健やかに育つ子ども」の基本理念のもとに、施策を推進しています。今後も、健診などの場が福祉施策を含めた育児支援につながるような、一貫した支援体制づくりに取り組むことが必要です。

◆子どもが健やかに育つためには、妊娠中からの母と子の健康が重要であり、親と家族が子の栄養や睡眠、衛生に注意を払うとともに、地域と協働しながら子育て環境を整えていく必要があります。また、子どもの健康づくりは、家庭環境の影響も大きいことから、福祉・医療など関係機関との連携の強化や家族全体への多面的な支援が重要です。

施策の内容

①子育てに関する相談・支援の充実

- (1) 子育てに関する不安や悩みを解消するため、個々の状況に応じ、継続した相談・支援や情報の提供などきめ細やかな体制づくりに努めます。
- (2) 子育てと仕事の両立を支援するため、保育所などでの保育サービスの充実を図るとともに、町立幼稚園での預かり保育(※注3)を検討します。
- (3) 運動や遊びなど地域での子育て環境を整えるため、子育て活動団体に対して支援します。

②児童虐待防止の推進

- (1) 虐待を未然に防止するため、県児童相談所や民生委員・児童委員協議会などの関係機関で構成する新宮町要保護児童対策地域協議会を中心に、地域での見守りや連携の強化に努めます。
- (2) 家庭内や地域で孤立をした子育てにならないように、育児相談体制の充実や保育・教育機関との連携の強化に努めます。

③地域での子育て支援

- (1) 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、地域での子育てサロンの立ち上げや仲間づくりを支援します。
- (2) 子ども会活動や夏休みの子どもの居場所づくりとして、夏休み地域寺子屋事業(※注4)を支援します。

④子育てに伴う負担の軽減

- (1) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費に対する助成制度の拡充に努めます。また、子育て用品や制服などのリユースを推進し、負担の軽減に繋がる助成等の充実にも努めます。
- (2) ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、相談体制、医療費助成、日常生活の支援などの充実と、就業支援などの情報

- 提供に努めます。
- (3) 子育て家庭の精神的・肉体的負担を軽減するため、子育てによるストレスや疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、安心して子どもを預けられる場所の確保に努めます。

⑤要支援児への対応

- (1) 発達の遅れのある子どもについては、できるだけ早く適切な支援を実施するため、幼稚園・保育所や医療機関などと必要に応じて情報を共有し、連携を図りながら相談支援体制の充実にも努めます。
- (2) 障がいのある子どもの家庭を温かく見守り支援する地域づくりを促進するため、多様化する障がいに対する理解を深めるための啓発を推進します。
- (3) 乳幼児の病気や発達の遅れなどに対して、関係機関と連携をとりながら、早期治療、早期療育に繋がるよう努めます。
- (4) 発育・発達に関してきめ細かな支援を要する子どもや家庭に対応するため、医療機関・療育機関との連携を図り、発育・発達を促す教室や乳幼児相談などを実施します。
- (5) 発達障がいなどを持つ子どもの増加に対応するため、療育事業の充実にも努めます。

⑥妊産婦・育児に関する支援

- (1) 妊婦健診や乳幼児健診などの機会を通じて妊婦、乳幼児の健康状態を把握し、必要な相談・指導や支援を実施します。
- (2) 妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるように、必要な情報の計画的な発信を実施します。
- (3) 安心して子育てできるように、妊婦及び保護者に対して沐浴や離乳食など、育児に関する体験型教室を実施します。
- (4) 父親の育児参加を促すため、父親が参加しやすい講座開催や情報の発信を実施します。

(※注1) かんがるーひろば(地域子育て支援センター)とは、子育て中の親子交流の場、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての悩み解消・相談の場として、子育てのパートナーとして地域全体で子育てを応援する施設。  
 (※注2) 発達障がいとは、乳児期から幼児期に発症する脳機能障害のこと。  
 (※注3) 預かり保育とは、幼稚園での保育が終わった後、希望する園児を引き続きそのまま保育すること。  
 (※注4) 夏休み地域寺子屋事業とは、夏休みの子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみでの子どもの見守りを目的として実施され、公民館や集会所に集まった子どもたちが宿題をしたり、工作やものづくり、昔遊びの体験学習など各行政区の実情に応じたプログラムを実施すること。

2 就学前教育・保育の充実

現状と課題

- ◆就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。
- ◆本町の就学前における教育や保育は、町立幼稚園3園、私立幼稚園1園、私立認可保育所3園、私立認定こども園2園、町立届出保育施設1園、私立届出保育施設4園が担っています。
- ◆近年の経済・雇用情勢や社会的背景の変化に伴って、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、保育ニーズは今後も増加すると考えられます。また、本町においては、杜の宮や新宮中央駅前等の宅地開発に伴い、転入による子育て世帯の増加が顕著であり、保育ニーズがさらに高まると予測されます。そのため、人口動向や就学前教育・保育ニーズを的確に把握しながら、今後、いかに教育・保育環境を向上させていくかが課題となっています。

- ◆平成24(2012)年に「子ども・子育て支援法」が成立したことに伴い、幼稚園・保育所への申し込み方法や認定方法が変わりました。また、認定こども園(※注1)という、教育・保育を一体に行い、地域の子育て支援も行う施設が創設されました。今後は、利用実態やニーズを踏まえ、子どものための教育・保育、地域子育て支援を実施する必要があります。
- ◆幼稚園、保育所及び認定こども園のサービス内容については、保護者のニーズに応じて、預かり保育の実施や一時保育(※注2)の充実などの対応や、障がい児保育、病児・病後児保育(※注3)などの受け入れ体制の充実を図っていく必要があります。



施策の内容

①幼児教育・保育の充実

- (1) 今後の就学前児童人口の推移を見極めながら、保育所などの受け入れ体制の充実に努めます。
- (2) 園児が楽しく安全に過ごせるために、町立幼稚園の施設の点検や改修などに努めます。
- (3) 就学前の子どもがスムーズに小学校生活をスタートできるよう、小一プロブレム対策(※注4)として小学校児童と幼稚園児・保育園児の交流を推進します。
- (4) 生きる力を育むため、家庭や地域と連携を図りながら、基本的な生活習慣を身につけ、規範意識を培うなど、特色のある幼稚園教育に努めます。
- (5) 保育環境の充実のため、認可保育所及び認定こども園に対し必要な支援を行うとともに、届出保育施設(※注5)の運営について支援します。
- (6) 離島における保育環境の充実を図るため、相島保育所の適正な運営に努めます。
- (7) 幼い頃から本に親しむ習慣をつけるため、乳幼児検診の保護者に対して、読み聞かせの普及とフォローアップに努めます。

②幼児教育・保育サービスの推進

- (1) 町立幼稚園における保育サービスの充実を図るため、国の動向を見据えながら町立幼稚園における預かり保育を検討します。
- (2) 多様な保育ニーズに対応するため、保育所における一時保育や障がい児保育、病児・病後児保育の充実などに努めます。
- (3) 町立幼稚園においても、幼保一体化を前提とした認定こども園などの新体制を検討します。

(※注1) 認定こども園とは、保護者の就労条件等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設のこと。  
 (※注2) 一時保育とは、保護者の就労や傷病などにより、家庭で保育ができなくなった場合に、一時的に行う保育のこと。  
 (※注3) 病後児保育とは、病気回復期にあり、集団保育になじまない幼児を一時的に預かること。  
 (※注4) 小一プロブレム対策とは、幼稚園や保育所から小学校に入学する際に、環境の変化によって学校になじめない等の対策のため、就学前児童に幼小連携のプログラムを体験させスムーズに幼児教育から小学校教育へ移行できるよう、児童の交流を推進すること。  
 (※注5) 届出保育施設とは、一部の施設を除き、児童福祉法により知事への届出が義務づけられている認可保育所以外の保育施設のこと(福岡県では、平成21年4月から「認可外保育施設」という名称を用いず「届出保育施設」等としている)。

3 学校教育とその環境の充実

現状と課題

◆子どもたちが、本町の明日を担う人材として成長していくために、小・中学校教育に求められる役割がますます大きくなっています。これまで、生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育を推進するとともに、教育施設・環境の充実に努めてきました。

◆小学校、中学校において、新学習指導要領が実施され、確かな学力の定着に向けた取組を充実させてきました。この後は、地域や学校及び児童・生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じた教育課程の編制が大切になってきます。

◆学校施設については、宅地開発などによる児童・生徒の増加を的確に見込みながら整備するとともに、「安全・安心・快適」な施設整備を計画的に行う必要があります。

◆本町の児童・生徒の不登校率は、県の平均1.2%より低い0.5%となっていますが、このような不登校やいじめなどのさまざまな教育課題については、教育相談員などの適正配置とともに新たな対応も必要となってきました。また心身に障がいをもつ子どもに対するさらなる支援も必要です。

◆本町では、地域が主体となって、児童・生徒が交通事故や犯罪に巻き込まれることなく安全・安心に通学できるよう、ボランティア団体などによる見守り活動など、地域全体で子どもたちを見守る体制がつけられてきています。

◆学童保育所(※注1)は、一定の整備が完了していますが、保育需要の高まりに連動して学童保育の需要も増加していくと考えられるため、その整備等について検討する必要があります。

◆本町では、韓国や中国の小学校との交流事業やアジア各国の子どもたちとの相互交流事業を行っており、国際感覚豊かな人材育成にも努めています。

◆全小・中学校をコミュニティ・スクール(※注2)として指定し、保護者や地域の方が学校運営に参画する「学校運営協議会」を学校に置き、これまで以上に地域の皆さんの意見を学校運営に反映させながら取り組んでいます。児童・生徒により幅広い豊かな体験を積ませるためにも校区の環境や人材など、地域の特性を生かした更なる取組の充実が必要です。

(※注1) 学童保育とは、労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指す。

(※注2) コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の住民とがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

(※注3) ICTとは、Information and Communication Technologyの略で情報通信技術と訳される。情報処理や通信に関する技術を総合的にさす用語。ITとはほぼ同義語で国際的にはICTとして広く使われる。

(※注4) 特別支援教育とは、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

施策の内容

①「生きる力」を育む教育内容の充実

- (1) 「確かな学力」のもと、「生きる力」を育むため、心と体のバランスを重視した特色ある教育活動の展開を推進します。
- (2) 情報化社会の変化に対応できる子どもを育てるため、ICT(※注3)の効果的な活用を図るとともに、情報モラル教育や外国語教育の充実に努めます。
- (3) 確かな学力の育成に向けて、幼稚園から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成など、連携・協働した教育を推進します。

②豊かな心を育む教育の推進

- (1) 生命を尊重する心や公共心を育成し、自律性や規範意識に根ざした人間関係を築く力の向上を目指して、積極的に道徳教育を推進します。
- (2) いじめや不登校、暴力行為などの問題行動等の未然防止や早期対応に向け、子どもやその保護者一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や相談体制の充実に努めます。
- (3) 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育(※注4)の充実に努めます。

③児童・生徒の安全・安心対策

- (1) 児童・生徒の通学時の安全を確保するため、地域やボランティア団体が参加する見守り活動を支援するとともに、交通安全指導や防犯強化に努めます。
- (2) 児童・生徒の安全を見守るため、PTAや各小・中学校が連携し、防犯情報配信システム(ミテルちゃんネットワーク)の支援に努めます。

- (3) 通学路の安全を図るため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、危険な通学路の改善や整備を推進します。

④学童保育の充実

- (1) 保護者の就労支援及び放課後児童の健全育成のために、保護者のニーズに応じた学童保育所の運営に努めます。

⑤教育環境の整備

- (1) 児童・生徒が安全で快適に学校生活が過ごせるよう、空調・トイレなどの学校施設の改修を計画的に実施します。
- (2) 児童・生徒の増加に伴い、新設中学校の建設を進めるとともに、中学校給食のあり方及び施設整備について検討します。
- (3) 新宮北小学校運動場での芝生化の利用と管理などその効果を踏まえ、他の学校への普及を検討します。

⑥国際交流の推進

- (1) 広い視野をもち、異文化を理解するなど、子どもたちが国際感覚を養うため、アジア各国の子どもたちとの手紙の交換などを通じた交流を推進します。

⑦コミュニティ・スクールの推進

- (1) 「地域と共にある学校づくり」を目標に、各小・中学校や幼稚園と家庭、地域及び関係機関との連携を図った実践(共育)交流をすることにより、町全体のコミュニティ・スクールの円滑かつ効果的な推進に努めます。

## 4 青少年健全育成の推進

### 現状と課題

- ◆核家族化や少子化、都市化の進行など、社会情勢の急激な変化に伴い、携帯電話やインターネットにまつわる事件やいじめなど、子どもたちの健全育成を妨げる社会問題が数多く発生しています。
- ◆子どもたちの規範意識の低下や地域のつながりの希薄化が指摘されています。今後は、住民と行政が一体となり、家庭や地域などさまざまな分野で青少年健全育成活動に取り組むことが必要です。
- ◆子どもたちが健やかに成長するための基礎である、家庭・地域・学校において、それぞれがもつ教育の役割を十分に発揮し、相互の連携を図っていくことがますます重要となっています。
- ◆思春期の子どもたちのさまざまな悩みを聴き適切に助言するため、本町では、特別支援教育巡回相談員(※注2)による相談事業を学校巡回により実施しています。最近、特別な支援を要する子どもたちの発達検査の要請も増えています。また、社会環境の変化などにより相談件数が増えています。
- ◆本町では、子どもたちの地域とのつながりや、自立心(力)の向上を目的として、平成15(2003)年から地域通学合宿(※注1)を実施、平成23(2011)年からは夏休み地域寺子屋事業(以下「寺子屋事業」という)を行っています。特に寺子屋事業は平成27(2015)年には13行政区で開催されています。
- ◆地域のリーダーとなる人材を育てるためにジュニアリーダーを養成しています。今ではクリーン作戦やまつり新宮などの行事において、自分たちが中心となって企画・運営できるまでに成長しています。
- ◆非行防止については、防犯専門官や学校、PTA、ボランティア団体などと連携し、夜間巡回や、登下校時の見守り活動など、地域ぐるみで子どもたちの非行防止や安全を確保する取り組みがなされています。今後は、この活動の輪をさらに広げるとともに、住民一人ひとりが子どもたちに関心をもち、子どもたちに気軽に声をかけることができるような地域づくりをしていくことが重要となってきています。

## 施策の内容

### ①青少年健全育成活動の推進

- (1) 子どもたちの健全育成活動を推進するため、ジュニアリーダーを育成し、子どもたちの手による「子ども会活動」を支援します。
- (2) 心豊かでたくましく生きる子どもたちを育むため、家庭・地域・学校やボランティア団体と連携を図りながら、体験活動や通学合宿などの事業を推進します。

### ②家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭や地域での教育力の向上を図るため、家庭や地域で取り組めるような方策について検討し、推進します。
- (2) 子どもたちと地域のつながりを深めるため、子ども会育成会、PTAなどと連携を図り、子どもたちへの声かけやあいさつ運動を支援します。
- (3) 子どもたちの地域に対する愛着や社会的マナーを向上させるため、ボランティア活動や地域活動への参加を促し人や地域における「きずな」づくりに努めます。
- (4) 子どもたちの安心・安全な居場所づくりのため、地域の大人たちの経験や知識を生かしながら、地域ぐるみで子育てを行う寺子屋事業を支援します。

(※注1) 地域通学合宿とは、日常に必要な生活能力の習得や互いの立場を理解し合う心を育むため、子どもたちが地域の公民館等に宿泊し、親元を離れて学校に通うもの。

(※注2) 特別支援教育巡回相談員とは、発達障害について専門的な知識を持ち、かつ学校教育を理解し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や校内体制の整備等に対して、適切な指導または助言を行うことができる者のこと。

### ③非行防止活動の推進

- (1) 子どもたちが安心して成長できる環境を築くために、青少年指導員や防犯専門官、学校、PTA、ボランティア団体などと連携を図り、夜間巡回、街頭補導活動など、非行防止活動を推進します。

### ④相談体制の充実

- (1) 青少年の悩みなどを解決するため、相談体制の充実を図るとともに、学校・地域・行政機関などが連携し解決に努めます。